

学校で予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準

	対 象 疾 患	出席停止の期間の準備
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く。) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水疱 咽頭結膜熱 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後 3 日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹 ^{しゅちやう} が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化 ^{かひ} するまで 主要症状が消退 ^{しょうたい} した後 2 日を経過するまで 感染のおそれなくなるまで
第 3 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	感染のおそれなくなるまで